

# 八間堀川氾濫の原因は、若宮戸と上三坂での氾濫。

2014年10月の鬼怒川の河川改修計画では、若宮戸地区は改修の対象外でした。上三坂地区は当面7年間で改修の対象ではなく、今後20～30年間に実施する対象でした。両地区とも、国は緊急的な対応が必要だという認識がありませんでした。

鬼怒川直轄河川改修事業(2014年10月)による改修計画



10

## ☆ 八間堀川の氾濫も国の責任

9月10日、若宮戸および上三坂地区で氾濫した洪水が八間堀川に流れ込みました。八間堀川の鬼怒川への出口にある八間堀川排水機場の運転が13時に停止され、出口を塞がれた八間堀川は、その水位が急上昇しました。そのため、八間堀川の下流部では、数多くある排水樋管〔注〕から逆流して周辺に溢れ、第一波の洪水となりました。数時間後に排水樋管のゲートは閉められました。



11

9月10日20時頃 大生(おおの)小学校付近の八間堀川が決壊して、洪水が周辺や下流域に流出し、八間堀川の周辺は第二波の洪水に見舞われ、深刻な浸水被害を受けました。

八間堀川の氾濫は、若宮戸地区の無堤防状態および上三坂地区の堤防決壊で氾濫した大量の洪水が八間堀川に流れ込んで生じたものです。両地区の氾濫は国の過ちによるものですから、八間堀川氾濫の責任も基本的に国にあります。



(朝日新聞茨城版2015年10月11日の記事の図に加筆) 12

# 鬼怒川水害は国の責任です。

国に損害賠償を求める裁判の準備が進められています。提訴の期限は今年9月10日です。この裁判に参加される被災者の方は下記まで早目にご連絡下さい。

鬼怒川水害訴訟を支援する会(準備会)

連絡先: 090-9955-2076 (嶋津) Mail: tshimazu@sa2.so-net.ne.jp

2018年4月作成

2015年9月の鬼怒川水害は国の河川行政の誤りが引き起こしました。

	No
☆ ダム偏重の鬼怒川の河川行政	2
☆ 鬼怒川水害の二要因	4
☆ 若宮戸地区の大量溢水は国の責任	5
☆ 上三坂地区の堤防決壊は国の責任	8
☆ 八間堀川の氾濫も国の責任	11

1

## ☆ ダム偏重の鬼怒川の河川行政

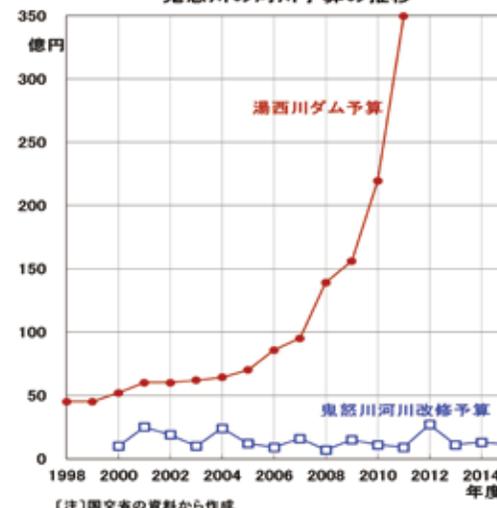
国土交通省は鬼怒川上流で屋上屋を架すように、四つの巨大ダムを建設してきました。最新の湯西川ダムは2012年に完成しました。

しかし、2015年9月の洪水では下流部で大規模な氾濫が起きました。ダムでは流域住民の安全を守ることができませんでした。



2

## 鬼怒川の河川予算の推移



鬼怒川ではダム建設に巨額の河川予算が投じられる一方で、河川改修の予算は年間10億円前後にとどめられ、河川改修がなごりにされてきました。

そのため、鬼怒川下流部の河川改修が遅々として進まず、茨城県側の堤防整備率は水害前はわずか約17%でした。

3

# 若宮戸地区の氾濫は、無堤防地区を放置した責任。

# 上三坂地区の氾濫は、破堤危険箇所を放置した責任。

